

平成 27 年度 第 2 回 新河岸川流域川づくり連絡会 議事要旨

平成 27 年 9 月 18 日（金）清瀬市 野塩地域市民センター 第 2 会議室

I. 平成 27 年度第 1 回新河岸川流域川づくり連絡会議事要旨

平成 27 年度第 1 回新河岸川流域川づくり連絡会議事要旨が承認された。

II. 新河岸川流域川づくり連絡会活動協議事項

第 11 回川でつながる発表会について連絡会メンバーとの意見交換が行われた。

■主な意見等

＜発表会の日程について＞

- ・連絡会メンバーは、発表会候補日に予定しているイベント等はないが、イベント情報を把握次第、事務局と情報共有する。

＜発表会の企画について＞

- ・下水処理水の還流箇所を通過するので、現地見学ポイントへの追加を検討する。
- ・説明時間を十分に確保できるように、現地見学会の時間配分を検討する。
- ・法政大学が実施している自分誌を交流会企画として実施するのは、歴史的な変遷を知る意味でも重要だと思う。
- ・次回の勉強会で「自分誌の作成方法」を題材として検討しても良いと思う。
- ・「不老川のうた」を歌っている団体と調整を図る。

＜その他＞

- ・隣接する所沢市におけるイベントでも、発表会の開催案内をしていきたい。

■決定事項

- ・不老川流域川づくり市民の会報への掲載等も考慮し、早期に日程を確定させる。
- ・事務局は、日程確定次第、メーリングリストを活用し、関係者に連絡する。
- ・現地見学会は、協力団体である不老川流域川づくり市民の会と調整の上、決定する。

III. 勉強会

事務局より、先般発行された里川 7 7 号の特集記事を活用した「水循環基本計画」について説明があり、連絡会メンバーとの意見交換が行われた。

■主な意見等

- ・7月に計画が閣議決定され、具体的に流域水循環協議会が設置された例はあるか。
→事務局が把握している限りではない。8月に基本計画に関連する講演会が開催されたりしている状況であり、これから方針を決めていく段階と認識している。
- ・水循環協議会を設置する主体はどこか。また、もっと具体的なことまで決まっていないのか。
→基本計画の中には、「国・地方公共団体等」と記載があるが、協議会の設置に強制力はない。また、この地域は何年以内に設置しなさい等の期限的な決まりもない。
- 行政が必ずしも主体である必要はなく、市民団体が主体となって動ける体制を構築しておくことも重要だと思う。
- ・水循環基本法施行後、組織されていたフォローアップ委員会は、現在どうなったか。
→水循環基本法のフォローアップ委員会は閉会しており、水循環基本計画に対するフォローアップ委員会が新たに設置されたと聞いている。
- ・基本計画の中には大切なことが記載されており、自治体が策定する関連諸計画への反映、自治体職員の行動への影響等の多様な効果が期待される。
- ・まだ計画ができた段階であるため、今後の動向に注目していくことが重要である。

IV. 情報交換

- ・環境問題等について考える「アースデイイン川越立門前」は、10月4日（日）10時～15時まで連馨寺、熊野神社、旧鶴川座、旧織物市場、川越立門前通りで開催予定。
- ・黒目川秋の川まつりは、11月7日（土）に開催予定。
- ◆平成 27 年度第 3 回連絡会開催について
- ・第 3 回新河岸川流域川づくり連絡会は、11月上旬に開催予定。